

指 示

平成 24 年 3 月 30 日

川内村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 川内村における平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時をもって別紙のとおり①避難指示解除準備区域及び②居住制限区域に見直し、各々の区域の居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 川内村における平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

| | | |
|----------------|----------|---|
| 避難指示解除 準備区域 | 川内村大字上川内 | 字切払の全ての区域 字大四郎 5 0 5 番地－ 1 から 5 1 9 番地 字檜生の全ての区域 字金子塚の全ての区域 字大鷹鳥谷の全ての区域 字小鷹鳥谷の全ての区域 字高山の全ての区域 字炭焼場 1 0 番地－ 1、 1 0 番地－ 2、 1 0 番地－ 3、 5 0 5 番地－ 1、 5 0 5 番地－ 2、 5 0 5 番地－ 3、 5 0 5 番地－ 4、 5 0 9 番地－ 4 字弓目幾の全ての区域 字古町 5 0 1 番地－ 1 から 5 1 9 番地 字林 5 0 1 番地から 5 1 8 番地 字沢の全ての区域 字町分 5 0 1 番地－ 1 番地から 5 6 4 番地 字緑 5 0 1 番地から 5 0 2 番地 |
| | 川内村大字下川内 | 字田ノ入の全ての区域 字鍋倉の全ての区域 字道ノ下の全ての区域 字糠塚の全ての区域 字南の全ての区域 字吉ノ田和の全ての区域 字毛戸の全ての区域 字五枚沢の全ての区域 字上滝の全ての区域 字館山の全ての区域 字篠平の全ての区域 字坂シ内 1 3 3 番地－ 5 字山梨作の全ての区域 字ドブの全ての区域 字下仁井倉の全ての区域 字宮坂のうち、 1 番地、 5 0 1 番地－ 3、 5 0 1 番地－ 4、 5 0 1 番地－ 6、 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>避難指示解除 準備区域</p> | <p>501番地-7、 501番地-30、 501番地-31、 515番地を除く区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 601林班から603林班、604林班の一部、627林班から 631林班、634林班、637林班、638林班の一部</p> |
| <p>居住制限区域</p> | <p>川内村大字下川内 字貝ノ坂の全ての区域 字荻の全ての区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 632林班、633林班、635林班、636林班</p> |